

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 29 年度第 2 四半期）

その他

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	28年度(あ)第133号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた仕組債の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> 亡母CがB銀行で購入した仕組債の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 Cは、B銀行担当者から良い商品があると本件商品を勧誘され、購入するに至った。 Cは、本件商品購入以前に投資信託等の購入経験はあるが仕組債のようなリスクが高い商品に多額の投資を行ったことはない。 Cは、B銀行担当者から本件商品以外のリスク商品を提案されていないし、本件商品のように複雑な仕組の商品の内容を理解してはいなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、Cさんから資産運用の相談を受け、本件商品を提案したところ、Cさんが購入を希望したため、販売するに至った。 当行担当者は、Cさんからの聴取及び所定の書面により、Cさんの投資経験、保有金融資産及び投資意向等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断している。 当行担当者は、Cさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。 当行担当者は、本件商品以外のリスク商品を提案していない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年5月 30 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、B銀行に対して、Cが購入当時高齢であったこと、1回の取引額が多額であったこと等を考慮し、本件商品以外に複数の商品を提案する等、より慎重な勧誘を行うことが望ましかったことを指摘した。 その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 平成 29 年9月 15 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	28年度(あ)第134号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた仕組債の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した仕組債の元本割れ相当額の損失補てんを求める。 ・ 私は、亡母Cの勧めによりB銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、言われるがまま購入するに至った。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品以外のリスク商品を提案されていない。 ・ 私は、本件商品購入以前に、リスク商品の購入経験はなかった。 ・ 私は、本件商品購入当時、B銀行が主張するほど金融資産を保有していなかった。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容や元本割れリスクについて十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Cさんからの依頼にもとづき、Aさんに本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため販売するに至った。 ・ 当行担当者は、本件商品販売時及びAさんからの聴取及び所定の資料により、Aさんの投資経験、保有金融資産、投資意向等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断している。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。 ・ 当行担当者は、本件商品以外のリスク商品を提案していない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年5月30日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの投資意向及び保有金融資産の確認が不十分であったことを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成29年9月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	28年度(あ)第135号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた投資一任契約に係る損害賠償請求及び手数料の返還要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で締結した投資一任契約に係る損害の賠償及び顧問手数料の返還を求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、B銀行担当者から、運用を専門家に一任する良い商品であるとして本件契約を勧誘され、締結するに至った。 ・ 私は、本件契約には顧問手数料がかかり、定期的に契約金額から差し引かれるということについて、B銀行担当者から一切説明を受けていない。 ・ 私は、B銀行担当者から顧問手数料について説明を受けていれば、本件契約を締結しなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんから投資に関する相談を受け、本件契約を提案したところ、Aさんが契約を希望したため、締結するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件契約の内容及び元本割れリスク、顧問手数料がかかること等を説明しており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年4 月 18 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが高齢であるにもかかわらず本件契約の提案と同日に締結に至っていること等を勘案すると、本件契約の商品内容についてAさんが十分に理解できるだけの説明及び理解度の確認が尽くされたか疑問が残ることを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに対し、解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成 29 年8月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	28年度(あ)第146号
申立ての概要	説明不十分により予定どおりの借換えができなかった住宅ローンに係る利息増加分の支払い要求
申立人の属性	個人(40歳代)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、リフォームローンと既存の住宅ローンの借換えをB銀行に申し込んだ。B銀行がローン審査について承認したことから、先に手許の資金をリフォーム業者に代金として払い込んだ。 ・ しかし、その後B銀行は、リフォーム会社への資金の支払はB銀行口座から振込む形式をとらないと本件ローンの貸出はできないとして、先に払い込んだ金額を差し引いた額で融資を受けることとなった。しかし、私は本件ローンの申込時にそのような説明は受けておらず、B銀行のホームページ及び本件ローンに係る書類にもそのような表示はない。 ・ また、私は当該減額が不当であるとB銀行と交渉しているうちに、審査時よりも金利が上昇したことから、他行から融資を受けることとなった。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件契約のような目的別ローンは、目的外利用を防ぐために、金融機関が支払先の口座に直接入金することが一般的であり、当行において事前の説明を行う必要もなく、法的な責任を負うほどの説明不足があったとは考えていない。 ・ 本件ローンの融資条件としてこうした内容について特にホームページ等で明示してはいない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年5月9日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件ローンの条件の表示がないことやAさんに対する契約条件に係る説明が不十分であったこと等を指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成 29 年7月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	28年度(あ)第149号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたアパートローンに係る期限前弁済手数料の返還要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私がB銀行との間で締結したアパートローンについて、期限前弁済する際に支払った手数料の返還を求める。 ・ 私は、B銀行から、土地、建物購入にかかるアパートローンを借り入れたが、本件契約について、期限前弁済手数料がかかるという説明を受けていなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件期限前弁済手数料について説明しており、説明方法には問題はなかったものと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年5月 16 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の期限前弁済手数料についての説明及びAさんの理解度の確認について、より配慮する余地があったことを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成 29 年7月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	28年度(あ)第153号
申立ての概要	インターネット・バンキングにおける不正送金に係る損害の補償要求
申立人の属性	個人(30歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私がB銀行のインターネット・バンキングサービスを利用しているが、第三者によりログインされ不正送金されてしまった。 ・ 私は、B銀行に補償を求めたが、B銀行からは私が被害を受けてから一定期間経過しているため、規定上補償をすることができない旨の回答があった。 ・ 私はB銀行を頻繁に利用しているものではないので、被害をすぐに関知することはできなかった。よって、B銀行に対して本件被害額の補償を求める。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の規定では、顧客が不正送金被害に気づいてから一定期間内に申請した場合に補償を行うこととしている。 ・ Aさんは、本件不正送金直後、通帳記入を行っているので本件被害に気付くことができたものと思われるが、Aさんから補償申請があったのは当該期間経過後であることなどから、規定に則り、本件被害は補償の対象外とした。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年7月21日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	28年度(あ)第178号
申立ての概要	減額された住宅借入金等特別控除額に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(30歳台)
申立人(A)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、C銀行の住宅ローンをB銀行に借り換えることとし、住宅借入特別控除額に影響がないように、借換え前の残債務と同額の借入を申し入れていたが、実際には、融資実行日が遅延したことにより実際の借入日までに1回の約定返済がなされ、結果として残債務を超えた借入金額を借り入れたこととなり、実際の受けられるはずの減税額が減額されてしまった。 ・ B銀行担当者からは、融資実行日が延長された時に借入金額が残債務を超えることについて何ら説明を受けておらず、納得ができない。 ・ 私は、借入金額の残債務との超過部分の金額についてはB銀行に繰り上げ返済している。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんの希望する、借換え前残債務額を確認して金銭消費貸借契約の審査を行っていたが、Aさんから融資実行日の延期の申し入れがあったため、結果として、C銀行の残債務に1回分の約定返済がなされたため、当行からの借入額がC銀行の残債務の金額を超えてしまったことは事実である。 ・ しかし、融資実行日前に、残債務の1回分の約定返済がされたことで、当行か

	<p>らの借入額が残債務額を超えたとしても、住宅借入特別控除額が減額されることはなく、今回の減額はAさんが当行から借換えした住宅ローンに一部繰り上げ返済を行ったことによるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、Aさんからは、融資実行日を延長された時に、Aさんから当初の借入金額の減額をする要望は受けていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年7月3日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対し、当初契約締結時に借入金額は借換前残債務額以下とする、というAさんの意向を聴取していたのであるから、融資実行日を延長された時点で、融資金額を改めて確認すべきであったことを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会はB銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 平成 29 年9月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	28年度(あ)第189号
申立ての概要	説明不十分で支払われたアパートローンに係る期限前弁済清算金の返還請求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行との間で締結したアパートローン契約について、期限前弁済を行った際に支払った清算金の返還を求める。 ・ 私は、本件契約締結時、B銀行担当者から期限前弁済を行う際に発生する清算金に係る書面を受領していないし、詳細な説明も受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、本件契約締結時、Aさんに対し、期限前弁済を行う際に発生する清算金について、所定の書面を用いて、十分な説明を行っており、Aさんから当該書面に署名押印を受けており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年7月26日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争の争点である期限前弁済に係る清算金の説明内容や書面の交付の有無等について当事者間に主張の隔たりが大きく、和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	29年度(あ)第9号
申立ての概要	不十分な確認により払い戻された預金の原状回復要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父Cの死後、Cの相続人の一人であるDは、B銀行にCの相続預金の払戻請求を行った。B銀行は、十分な確認を行うことなくそのままDに本件相続預金全額を払い戻し、Dは当該資金を母E名義の預金口座に移し替えた。 ・ その結果、本件相続預金はCの相続財産として遺産分割の対象とすることができなくなってしまったことから、本件相続預金をDによる払戻しが行われる前の状態に戻すことを求める。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件相続預金の資金は今もEさんの預金として現存しているのだから、Aさんら相続人間での遺産分割協議は現在も可能であると判断している。 ・ 本件相続預金の払戻しに際しては、Dさんから用途等の確認を行っており、正当な払戻しであったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した後、Aさんから事情聴取実施前に、あっせん委員会に対して申立取下書が提出されたことから、平成29年8月21日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	29年度(あ)第10号
申立ての概要	不十分な確認により払い戻された預金の原状回復要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父Cの死後、Cの相続人の一人であるDは、B銀行にCの相続預金の払戻請求を行った。B銀行は、十分な確認を行うことなくそのままDに本件相続預金全額を払い戻し、Dは当該資金を母E名義の預金口座に移し替えた。 ・ その結果、本件相続預金はCの相続財産として遺産分割の対象とすることができなくなってしまったことから、本件相続預金をDによる払戻しが行われる前の状態に戻すことを求める。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件相続預金の資金は今もEさんの預金として現存していることから、当行としては原状回復が可能であるが、Aさん及びEさんの成年後見人らの協力が得られなかったため原状回復を行うことができなかった。 ・ 本件は相続人間で解決すべき紛争である。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した後、Aさんから、事情聴取実施前に、あっせん委員会に対して申立取下書が提出されたことから、平成29年8月21日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	29年度(あ)第15号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた金銭信託の解約手数料の返還要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した金銭信託について、解約時に生じた解約手数料の返還を求める。 ・ 私は、貯蓄預金口座を開設するためB銀行を訪れたところ、B銀行担当者から貯蓄預金よりも金利が良いと本件商品を勧誘され、本件商品を購入するに至った。 ・ 帰宅後に本件商品に係る資料を確認したところ、本件商品に元本割れリスクがあることがわかったので、B銀行担当者に解約の意向を伝え、翌日に解約手続を行ったが、その際に解約手数料が発生した。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の利回りについての説明は受けたが、元本割れリスクについての説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんに本件商品を紹介したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資経験、保有金融資産及び投資意向等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年9月12日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件商品の販売時の経緯に関する当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	29年度(あ)第21号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外国債券の購入金相当額の返還要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した外国債券の購入金相当額の返還を求める。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品を勧誘され購入するに至った。 ・ 私は、本件商品購入前に同様の商品を購入したことがあるが、商品内容等については理解していなかった。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品の内容及び為替リスク等について一切説明を受けていない。
相手方銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんに本件商品を紹介したところ、Aさんが購入を希望した

(B銀行)の見解	<p>ため、販売するに至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんが過去に当行で本件商品と同様の商品を購入した経験があること等を確認しており、本件商品の販売に問題がないと判断した。 ・ 当行担当者は、所定の資料を用いて、本件商品の内容及び為替リスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年 9 月 21 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件商品の内容に係る説明について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	29年度(あ)第24号
申立ての概要	インターネット・バンキングによる不正送金に係る損害の補償請求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行にある私名義の口座から、インターネット・バンキングにより不正送金が行われた。 ・ 私は、パソコンのセキュリティ対策を万全にしており、過失はないと考えている。 ・ B銀行からは、補償規約にもとづいた補償金額の提示を受けたが、その補償割合は納得のいくものではない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、インターネット・バンキングを利用者に対し、インターネット・バンキングの認証情報をパソコン内に保存しないよう、注意喚起している。 ・ しかし、Aさんは、パソコン内にインターネット・バンキングのIDとパスワードを保存していたことを認めており、Aさんに過失があったことは明らかである。 ・ 当行が、Aさんに対し示している補償金額は、Aさんの過失があることにもとづいたものであり、Aさんの申出には対応できない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、本あっせん手続において不正なログインがなされた経緯等についてその詳細な事実確認を行うことは著しく困難であること、また、損害金額に対する補償割合の認定は個別行における経営判断であると認められることから、業務規程 27 条(あっせん手続を行わない場合)の 1 項 5 号(当事者から提出された書面、資料、証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合)および同 6 号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないとして認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 29 年 7 月 31 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	29年度(あ)第31号
申立ての概要	不適切な対応で売却できなかった不動産に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私はB銀行の融資の担保に入っていた所有ビルを売却しようと計画していた。 ・ しかし、B銀行が、本件ビルの賃借人Cさんにビル売却計画を故意に漏洩した。その後、Cさんはビルの売却を妨害する行為を行うようになり、そうしているうちに不動産市場が暴落し、私は本件ビルの売却が出来なくなりました。売却ができなくなったことによる損害の賠償を求めます。 ・ B銀行は、Cさんに情報漏洩をしたことを認めて謝罪し、本件ビルを売却できるよう協力することで合意したが、協力は得られなかった。その後、私はB銀行への融資の返済が困難となり、B銀行は抵当権を実行し最終的に本件ビルは競売された。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行が、Aさんの本件ビル売却計画をCさんに漏洩した事実はない。 ・ Aさんは自らの判断で本件ビルを売却しなかったものであり、Aさんの自己責任であると判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんが損害発生の原因として主張する、B銀行による本件ビル売却計画の情報漏洩及びB銀行による本件ビルの売却協力合意不履行の事実について、これらの情報漏洩や売却協力合意を裏付ける証拠書類は提出されておらず、事情聴取等によってもこれら事実の確認をすることは困難であるといわざるを得ないこと、また、Aさんが主張する損害はB銀行の妨害行為等により本件不動産の売却を実現できなかったことを前提とする逸失利益であるが、本件において不動産市場が暴落する以前の時期に本件不動産を売却することができたか否かは不明であるというほかなく、本件は、当事者から提出された書面、資料、証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合に該当することから、業務規程第27条第1項第5号(当事者から提出された書面、資料、証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合に該当すると判断し、「適格性なし」として平成29年8月24日付けであっせん手続を終了した。

以上